

令和元年度後期高齢者医療保険料の軽減見直しについて

世代間・世代内の負担の公平を図り、後期高齢者医療制度を維持する観点より、低所得者層を対象に実施されてきました保険料の軽減特例措置が、次のとおり見直しされました。

◆均等割の軽減対象範囲の拡大

均等割の軽減判定基準が見直され、5割軽減と2割軽減の対象範囲が拡大されました。

・5割軽減の基準

33万円+ (27万5千円×世帯の被保険者数) ⇒ 33万円+ (28万円×世帯の被保険者数)

・2割軽減の基準

33万円+ (50万円×世帯の被保険者数) ⇒ 33万円+ (51万円×世帯の被保険者数)

◎均等割の軽減

4段階の軽減があり、被保険者と世帯主（被保険者ではない場合も含む）の所得の合計額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後均等割額
33万円かつ被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	8割	10,041円
33万円	8.5割	7,530円
33万円+ (28万円×世帯の被保険者数)	5割	25,102円
33万円+ (51万円×世帯の被保険者数)	2割	40,164円

※65歳以上の方の公的年金等に係る所得は、さらに15万円を差し引いた額で判定します。

◆被用者保険の被保険者だった方の軽減の見直し

後期高齢者医療制度に加入したとき、サラリーマンなどの健康保険の被扶養者だった方は所得割がかからず、平成30年度までは均等割が5割軽減されましたが、令和元年度からは、制度加入から2年を経過していない期間のみ5割軽減となります。ただし、市町村国保や国民健康保険組合に加入されていた方は、該当になりません。また、所得の状況により、均等割の軽減割合が8割、または8.5割に該当する場合があります。

◆保険料の計算方法

均等割	+	所得割	=	1年間の保険料
【1人当たりの額】 50,205円		【本人の所得に応じた額】 (前年の所得 - 33万円) × 10.59%		【限度額62万円】 (100円未満切り捨て)

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

◆年間保険料額の例：夫婦2人世帯（世帯主は夫）で、ともに75歳以上で年金収入のみの場合

年金収入	夫	80万円	168万円	224万円	270万円
	妻	80万円	80万円	80万円	80万円
元年度保険料	夫	10,000円	23,400円	100,200円	164,000円
	妻	10,000円	7,500円	25,100円	40,100円
前年度保険料	夫	5,000円	23,400円	115,300円	174,100円
	妻	5,000円	7,500円	40,100円	50,200円
夫婦の軽減の該当		均等割8割 (前年度は9割)	均等割8.5割	均等割5割 (前年度は2割)	均等割2割 (前年度は軽減なし)

※個人ごとの保険料は、7月中旬に送付する保険料額決定通知書でご確認ください。